

令和6年度 空き家解体費補助金

空き家の解体費について、予算の範囲内で補助します。

募集期間：令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

(1) 補助対象となる空き家（以下のいずれにも該当する住宅）

- ・ 1年以上使用されていないもの
- ・ 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたもの
- ・ 一戸建ての専用住宅又は併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されているもの）
- ・ 公共事業の補償対象でないもの
- ・ 所有権以外の権利が設定されていないもの

(2) 補助対象者

- ① 所有者（未登記物件の場合は固定資産課税台帳に登録されている方）
- ② 相続人
- ③ ①又は②から当該空き家の解体について同意を得た者

※以下の方は対象外となります。

- ・ 「市区町村民税の滞納がある者」、「過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者」、
- 「白河市暴力団排除条例に規定する暴力団員等である者」、「法人（非営利団体除く）」

(3) 補助率等

	補助率	上限額
解体費	1/3	20万円

(4) 対象外経費

- ①空家及び土地の取得に係る費用
- ②設計費、調査費、各種申請手数料及びその他経費
- ③残置物の処分費
- ④物置、門扉、塀、カーポート等の附属の構築物の解体費
- ⑤浄化槽の処分費
- ⑥整地費

(5) その他

次のいずれかの事業者が施工する工事が対象です（申請する前に必ず確認してください）。

- ①福島県の解体工事業者登録を受けている事業者
- ②福島県の建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）を有していて解体の資格を有する者が所属している事業者



お問い合わせ先

白河市 建設部 建築住宅課 建築係

TEL：0248-22-1111（内線2274）

MAIL：kenchiku@city.shirakawa.fukushima.jp

申請方法

◎以下の申請の流れに沿ってお手続きください。

◎申請書等は、建築住宅課で配布する他、一部は市のホームページにも掲載しています。

◎**補助金の交付決定前に契約又は工事着手した場合、補助の対象となりません。**

①交付申請

◎申請される際に、以下の書類を提出ください。これ以外にも書類を要する場合があります。

- ①交付申請書
 - ②空き家の位置図及び現況写真
 - ③見積書の写し※市内事業者による工事のみ対象
 - ④空き家の登記事項証明書
(未登記の場合は、固定資産税台帳に所有者として登録されていることを証明する書類等)
 - ⑤昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築したことを証明する書類
 - ⑥1年以上使用されていない空き家であることを確認する書類(電気・水道の停止日が確認できるもの、ガス閉栓証明等)
 - ⑦暴力団排除に関する誓約書
 - ⑧市区町村民税の滞納がないことを証明する書類(納税証明書)
- ※申請者が本人でない場合や共有・遺産分割前の空き家の解体等については、別途書類が必要です。

②交付決定

◎市が、補助金交付の決定を行います。

※**交付決定日以降に契約及び工事着手してください。**

③施工業者との契約締結・工事着手

◎施工業者との契約締結及び工事着手。

おおむね1月末日までに工事を完了させてください。

④工事完了・実績報告

◎解体工事完了後、速やかに以下の書類を提出ください。

- ①実績報告書
- ②工事契約書の写し
- ③領収書の写し
- ④解体に係る施工前と施工後の写真(それぞれの撮影日が分かるように)

⑤確定

◎市が、補助金の確定を行います。

⑥請求・交付

◎補助金交付請求書を提出いただいた後、交付となります。

※通帳の写し(銀行・支店・種別・口座番号・名義が記載されているもの)を添付。